

「市民、事業者の意見調査」項目案

アンケートに際しては男女共同参画に関連する条例、施設および取組みについて、次の三つ観点にもとづいて調査票を作成する。

1. 条例、施設等の認知度

男女平等かわさき条例、川崎市男女平等推進行動計画「かわさき☆かがやきプラン」や男女共同参画センターすくらむ 21 の認知度。講習会の実施あるいは広報活動などについても調査することにより、川崎市における男女共同参画への取組みが、どの程度市民に浸透しているのかを把握する。

(例) 川崎市に「男女共同参画センターすくらむ 21」があることをご存知ですか。

2. 施策にたいする満足度

男女共同参画に関連する川崎市の施策にたいする市民、事業者の満足度の評価。審議会などへの女性の参画促進や市役所における女性管理職比率の向上といった取組みが、十分になされているかを市民、事業者が測る。

(例) 川崎市の男女平等に関する学習・研修への支援は十分だと思えますか。

3. 施策のプライオリティー

市民、事業者の立場からみた、男女共同参画の推進に必要な取組みにたいする優先順位。市民、事業者のニーズにかなった施策を実行していくために、どのような取組みが期待されているのかを把握する。

(例) 川崎市では男女平等を推進するための取組みを進めています。次の○～○で、今後、特に力を入れて欲しいと思う施策はどれですか。

重点項目との対応表

5つの柱		13の重点項目		認知度	評価	優先順位
I	男女平等社会実現に向けての市、市民事業者の連携促進	1	市、市民、事業者が男女平等促進のために意見交換ができる場の設置	○	○	○
		2	政策・方針決定過程における女性の参加促進		○	○
II	快適な生活優先型社会の実現に向けた環境づくり	3	男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくりの促進	○	○	○
		4	地域で子育てを支える環境づくり		○	○
III	男女平等促進のための意識啓発	5	子どもからおとなまで、さまざまな年齢、時期に応じた適切な教育や学習・研修のための環境整備	○	○	○
		6	地域に根ざした男女平等推進に関する意識啓発、広報活動の実施	○	○	○
		7	男女平等推進に向けたメディアと市民の協働体制の確立			○
IV	「女性人権」尊重への取組み	8	性に基づく差別を撤廃するための、人権オンブズパーソン制度の周知と活用	○	○	○
		9	地域に根ざした女性にたいする人権侵害防止・相談・救済体制づくり		○	○
		10	援助を必要とする女性及び支援団体等への、財政的支援を含むさまざまな支援の実施	○	○	○
		11	性と生殖に関する健康と権利を守るための取組みの実施	○	○	○
V	推進体制の充実	12	行動計画の推進状況を点検、評価するためのシステムの構築		○	○
		13	率先して男女平等施策を推進するための庁内推進体制の整備、確立	○	○	○

※○は当該の項目にたいして質問の設定が可能だと考えられるもの

※調査票の具体的な形式については「男女平等施策の『効果的な指標づくりについて』アンケート」も参照のこと